

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除	
税 目	所得税（租税特別措置法第 4 1 条の 1 9 の 3、租税特別措置法施行令第 2 6 条の 2 8 の 5、租税特別措置法施行規則第 1 9 条の 1 1 の 3）	
要 望 の 内 容	<p>下記現行制度の適用期限を 2 年延長する。</p> <p>ローンを組まずに、既存住宅の省エネルギー改修等をした場合、改修費と当該改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない額（200 万円を上限。窓の改修工事と併せて太陽光発電設備を設置した場合は 300 万円を上限。）の 10% を所得税額から控除する。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	百万円 ( 22,600 百万円)

(1) 政策目的

我が国における民生家庭部門のエネルギー消費及びCO2排出量は、近年高い伸びを示しており、住宅においても省エネルギー性能の一層の向上を促進することが必要不可欠である。

新築住宅の約40倍もの規模を有する既築住宅の省エネルギー性能については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（以下「平成11年省エネ判断基準」という。）の適合率が約5%にとどまっており、過半数以上の既築住宅は、基準として初めて作成された昭和55年省エネ判断基準にも満たない状況にある。

こうした状況を踏まえ、「エネルギー基本計画」（平成22年6月18日閣議決定）において、次の内容が盛り込まれている。

「エネルギー基本計画」

第3節

目指すべき将来像

民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を更に進める。

住宅については、2020年までにZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を標準的な新築住宅とするとともに、既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加させる。2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現する。（中略）

具体的な取組

上記のような目標を実現するため、経済産業省と国土交通省は、住宅・建築物の省エネ基準の適合義務化に向けて、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、2010年内を目途に取りまとめる。

住宅については、省エネ法の執行強化を行い、新築住宅における平成11年基準の達成率の向上を図る。また、断熱のみならず、設備（高効率給湯器、照明、太陽光発電等）も含めた住戸全体のエネルギー消費の基準を検討する。さらに、上記の規制強化とあわせて、予算・税制上の政策的インセンティブの充実を図る。（以下略）

第2節

(1) 目指すべき姿

2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。（中略）

(2) 具体的な取組

一層の普及拡大を図るべき太陽光発電・・・について、・・・、導入可能性調査や初期コストの低減や導入インセンティブを高める普及拡大のための措置等を実施する。（中略）

(2) 施策の必要性

「エネルギー基本計画」に掲げる政策目的を確実に達成するため、民生家庭部門におけるエネルギー削減を強力に推進していくことが必要である。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関する事項</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>5. エネルギー・環境政策 27 省エネルギーの推進</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>住宅については、2020年までにZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を標準的な新築住宅とするとともに、既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加させる。 太陽光発電設備については、京都議定書目標達成計画（平成20年3月全部改定）の導入目標である原油換算73万kL（300万kW）から118万kL（482万kW）を実現する。その上で、設備の導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になることを目指し、平均で年2割程度の拡大を維持する。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間は</p>	<p>2年間</p>
	<p>同様の期間中の達成目標</p>	<p>エネルギー基本計画（既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加）より、2020年までに省エネリフォーム件数を年間約29.6万件まで増加させる（現在は年間14.8万件）。それを達成するために、2011年に約17.5万件、2012年に約18.8万件まで増加させる。 太陽光発電については、平均で年2割程度の拡大を維持する。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>省エネリフォーム件数の推移（経産省調べ） 2006年度 12.7万件 2007年度 12.3万件 2008年度 13.1万件 2009年度 14.8万件</p> <p>太陽光発電導入量の推移（発電出力：kW）（「IEA/PVPS」より） 2005年度 142.2万kW 2006年度 170.9万kW 2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 255.4万kW（前年度比19.1%増加）</p>
	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>平成23年 2,604人 平成24年 2,638人</p>
<p>有効性</p>	<p>本税制措置の費用対効果は約5,400円/t-CO<sub>2</sub>（注1） 一方「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業」（高効率エネルギーシステムの導入に対して、その導入に係る費用の3分の1を助成）は、約61,000円/t-CO<sub>2</sub>（注2）「住宅太陽光発電導入支援対策費補助金」（既存住宅及び新築住宅への一定額以下の太陽光発電システムの導入に対して、1kWあたり7万円を助成する制度）は約6,390円/t-CO<sub>2</sub>（注3）であり、本税制措置の費用対効果は高い。</p>	

		<p>(注1) 省エネ改修実施者の省CO2効果は約2.8t-CO2/件(国土交通省及び資源エネルギー庁試算)。30万円/(2.8t-CO2/件×20年)=約5,400円/t-CO2(住宅の償却年数は構造によって異なるが、約20年で大規模な改修を行うと仮定。)</p> <p>(注2) (補助金額総額(5,260百万円)/補助事業によるCO2削減量(12,228t-CO2))/耐用年数(7年)=約61,000円/t-CO2</p> <p>(注3) (補助金額総額(38,050百万円)/補助事業によるCO2削減量(350,291t-CO2))/耐用年数(17年)=約6,390円/t-CO2</p>
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	住宅の省エネ改修促進税制(所得税・固定資産税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業」において、断熱性が高く、高効率機器等を備えた省エネ住宅等の普及を支援する。</p> <p>平成23年度概算要求額 75億円</p> <p>「住宅太陽光発電導入支援対策費補助事業」において、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して定額の補助を実施することにより、設備の導入を加速するとともに、価格の低下を実現する。</p> <p>平成23年度概算要求額 429億円</p>
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業」は、2030年の住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、「リスクの高い先端的・モデル的な設備」である高効率エネルギーシステム(年間エネルギー消費量を25%程度削減できるもの)を補助対象とするものであり、「普及段階にある設備の加速的普及」を図る本税制との重複は生じない。</p> <p>「住宅太陽光発電導入支援対策費補助金」は、既存住宅及び新築住宅に太陽光発電システムを導入する者に対して、一定額以下の補助を実施することにより、設備の導入を加速するとともに、価格の低下を図るもの。一方、本税制の上乗せ措置は、省エネ意欲の高い本税制利用者に対して、太陽光発電設備の設置による控除限度額引上げのインセンティブを付与することにより、追加的な投資を促し、当該税制による省エネ促進の一層の押し上げを図るものであり、補助金とは目的及び要件を異とするものである。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>我が国における民生家庭部門のエネルギー消費及びCO2排出量は、近年高い伸びを示しており、住宅においても省エネルギー性能の一層の向上を促進することが必要不可欠である。</p> <p>そこで、省エネ法に基づく「省エネ基準」の適合率を引き上げるため、経済産業省と国土交通省が合同で「省エネ基準の適合義務化に関する検討会」を設置し、義務化の対象等について検討を進め、平成22年中に成案を得ることとしている。ただし、その前段階として、現在10~20%程度と見込まれる適合率を50%以上にまで引き上げていくことが課題となっており、また、規制の対象となる住宅(新築住宅及び一部の大規模</p>

		<p>改修を行う既築住宅)以外のものについて省エネルギー性能の向上を促進するためには、税制措置や補助金等のインセンティブ付与が不可欠。また、家庭部門のエネルギー消費のうち電力のウエイトが大きいことから、太陽光発電の設置は省エネ促進に寄与。そのため、省エネ促進をさらに加速化するためには、省エネ意欲の高い本税制利用者を対象とした太陽光発電設備の設置による控除限度額引上げの追加的な設備投資インセンティブが必要。</p> <p>他方で、当該措置の支援対象は、補助金で支援するのが適当な「リスクの高い先端的・モデル的な設備」ではなく、「投資の前倒し、加速的普及が必要な設備」であることから、税制措置でその普及を図ることが適当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成21年 適用件数： 2,538人 減収額： 197百万円
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	住宅・土地統計調査(平成20年度)より、増改築・改修工事等に占める省エネリフォームの割合は5.3%。 一方、補助金受給者へのアンケートより、10%の税制優遇(本措置)があれば改修を行う人の割合は9.8%。 上記から、本措置は4.5%の押し上げ効果がある。
	前回要望時の達成目標	一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率を平成22(2010)年に30%にする。(住生活基本計画(平成18年閣議決定)から推計) 太陽光発電設備については、京都議定書目標達成計画(平成20年3月全部改定)の導入目標である原油換算73万kL(300万kW)から118万kL(482万kW)を実現する。その上で、設備の導入量が平成32(2020)年に平成17(2005)年度比で20倍になることを目指し、平均で年2割程度の拡大を維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率の推移(「総務省 平成15年及び平成20年住宅・土地統計調査」より) 平成15年(2003年) 18% 平成20年(2008年) 21% 太陽光発電導入量の推移(発電出力: kW)(「IEA/PVPS」より) 2005年度 142.2万kW 2006年度 170.9万kW 2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 255.4万kW(前年度比19.1%増加) なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。
これまでの要望経緯	平成21年度 創設	